

危機事象発生時の中国・四国地区歯科医師会広域応援に関する基本協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国地区」という。）は、危機事象発生時における中国・四国地区 9 県間の広域応援に関する協定を定めるものとする。

この協定の目的は、想定されている南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等その他県民や滞在者の生命・身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、中国・四国地区 9 県のいずれかにおいて、想定されている南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した県歯科医師会（以下「危機事象発生県歯」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合、危機事象発生県歯からの要請に基づき、中国・四国地区内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3）前 2 号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第 2 条 危機事象発生県以外の県歯科医師会は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県歯の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県歯科医師会（以下「応援幹事県歯」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

- 2 応援幹事県歯は、災害歯科保健医療連絡協議会とも俯瞰的に連携する。
- 3 各県歯科医師会は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動準備）

第 3 条 震度 6 以上の地震が観測され、県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県歯科医師会は、危機事象発生県歯からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置（準備態勢）を臨機応変にとるものとする。

（情報の共有）

第 4 条 中国・四国地区 9 県歯科医師会は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目・数量並びに救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第 5 条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）物資及び資機材の提供
 - （2）施設、設備及び機器の提供又は貸与
 - （3）人員の派遣
 - （4）歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
 - （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県歯科医師会は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。
- 3 具体的な広域応援内容については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第 6 条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容

等については、別に定めるものとする。

（広域応援の経費の負担等）

第 7 条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った県歯科医師会の負担とする。

- 2 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う県歯科医師会の負担とする。

（物資等の携行）

第 8 条 広域応援をする県歯科医師会は、危機事象発生県歯の要請又は第 3 条の自主的応援出動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（資料の交換等）

第 9 条 中国・四国地区歯科医師会は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年 3 月 31 日現在の広域応援に必要な資料を相互に確認するものとする。

（訓 練）

第 10 条 中国・四国地区歯科医師会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度中国・四国地区歯科医師会が協議して定めるものとする。

（施 行）

第 12 条 この協定は、平成 30 年 9 月 29 日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書 9 通を作成し、各県歯科医師会の会長が署名の上、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 9 月 29 日

一般社団法人 鳥取県歯科医師会

会長

植口 壽一郎



一般社団法人 徳島県歯科医師会

会長

森 秀司



一般社団法人 島根県歯科医師会

会長

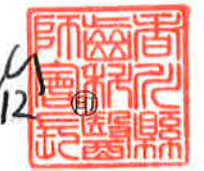
渡邊 公人



公益社団法人 香川県歯科医師会

会長

興 嶋 健治



一般社団法人 岡山県歯科医師会

会長

酒井 昭則



一般社団法人 愛媛県歯科医師会

会長

足 澤 恵三



一般社団法人 広島県歯科医師会

会長

荒川 信介



一般社団法人 高知県歯科医師会

会長

野村 和男



公益社団法人 山口県歯科医師会

会長

小、山 茂幸

